

周易正義訓讀 — 屯卦・蒙卦 —

野間 文史

凡例

一 本稿は、唐・孔穎達奉勅撰《周易正義》の訓詁訳である。

二 底本は、嘉慶二十年（一八一五）江西南昌府学開雕のいわゆる「阮刻十三經注疏本」を基本に、主として以下の諸本と対校して作成した筆者の「校定本」を用いる。校定の根拠となる「校勘記」は、後に併せて掲載した。

◎單疏本『周易正義』（宋刊遞修 北京図書館蔵 北京人文科学研究所影傳氏宋本・易經集成本・中華再造善本 「單疏本」と略称。）

◎八行本『周易注疏』（宋孝宗頃兩浙東路茶塩司刊 足利学校蔵 汲古書院影印本 「足利八行本」と略称。）

◎廣島大學所蔵舊鈔本『周易正義』（「広大本」と略称。）

三 上記諸本以外について、また阮元校勘記以後の校勘記については、拙論「廣島大學蔵舊鈔本『周易正義』攷附校勘記」〔廣島大學文學部紀要〕第53卷特輯号1 一九九五年 後『五經正義の研究』所収）を参照されたい。

四 本稿の本文は校定した經・伝・注（王弼注（一）内）・疏文とその校勘記、訓詁文の順である。

震下  
三三  
坎上 屯、元亨利貞。

〔剛柔始交、是以屯也。不交則否、故屯乃大亨也。大亨則無險、故利貞。〕

〔疏〕正義曰、「屯」難也。剛柔始交而難生、初相逢遇、故云屯難也。以陰陽始交而爲難、因難物始大通、故「元亨」也。萬物大亨、乃得利益而貞正、故「利貞」也。

但屯之四德、劣於乾之四德、故屯乃元亨、亨乃利貞。乾之四德、無所不包。此即「勿用有攸往」、又別言「利建侯」、不如乾之無所不利。此已上說屯之自然之四德、聖人當法之。

〔故利貞〕 阮校 岳本・閩・監・毛本同。古本下有「也」字。下「故曰

屯元亨利貞乃得滿盈」下、「皆剛始交之所爲」下、「君子經綸之時」下、「故曰十年乃字」下、「大貞之凶」下、「不與相得」下、「故泣血漣如」下、並同。

屯、元いに亨る、貞に利あるなり。

〔剛柔始めて交はる、是を以て屯なり。交はらずんば則ち否せず、故に屯は乃ち「大いに亨る」なり。「大いに亨る」ときは則ち險無し、故に「貞に利ある」なり。〕

「疏」正義に曰く、「屯」は難なり。剛柔始めて交はりて難生じ、初めて相ひ逢遇す、故に屯難と云ふなり。陰陽始めて交はりて難を爲し、難物に因りて始めて大いに通るを以て、故に「元いに亨る」なり。萬物大いに亨りて、乃て利益を得て貞正なり、故に「貞に利ある」なり。

但だ屯の四徳は、乾の四徳より劣る、故に屯にして乃て「元いに亨り」、亨りして乃て「貞に利あり」。乾の四徳は、包まざる所無し。此れ即ち「往く攸有るに用ふる勿き」ものなるに、又た別に「侯を建つるに利あり」と言ふは、乾の利せざる所無きに如かざればなり。

此れ已上は屯の自然の四徳、聖人當に之れに法るべきを説く。

勿用有攸往。(往益屯也。)

利建侯。〔得主則寧。〕

「疏」正義曰、「勿用有攸往、利建侯」者、以其屯難之世、世道初創其物未寧、故宜利建侯以寧之。此二句釋人事也。

〔得王則定〕 阮校 「王」主之誤。岳本・閩・監・毛本不誤。釋文則定本亦作「則寧」。古本下有「也」字。◎足利八行本は「主」に作つて誤らない。また『釋文』に従つて「得主則寧」に作るのが疏文に合う。

往く攸有るに用ふる勿かれ。(往きて益ます屯なり。)

侯を建つるに利あり。「主を得て則ち寧し。」

利あり」とは、其の屯難の世、世道の初創は、其の物未だ寧からざるを以て、故に宜しく侯を建てて以て之れを寧んずるに利あるべきなり。

此の二句は人事を釋するなり。

彖曰、屯剛柔始交而難生。動乎險中。大亨貞

〔始於險難、至於大亨、而後全正、故曰「屯、元亨利貞」。〕

「疏」彖曰至大亨貞○正義曰、「屯、剛柔始交而難生」者、此一句釋屯之名。以剛柔二氣始欲相交、未相通感、情意未得、故難生也。

若剛柔已交之後、物皆通泰、非復難也。唯初始交時而有難、故云「剛柔始交而難生」。

「動乎險中。大亨貞」者、此釋四徳也。坎爲險、震爲動、震在坎下、是動於險中。初動險中、故屯難動而巳、將出於險、故得大亨貞也。「大亨」即元亨也。不言「利」者、利屬於貞、故直言「大亨貞」。

彖に曰はく、屯は剛柔始めて交はりて難生ず。險中に動く、大いに亨りて貞し。

〔險難に始まり、大いに亨るに至り、而る後に全て正し、故に「屯、元いに亨る、貞に利あり」と曰ふ。〕

「疏」「彖曰」至「大亨貞」。

○正義曰、「屯は剛柔始めて交はりて難生ず」とは、此の一句は屯の名を釋す。剛柔の二氣始めて相ひ交はらんと欲するも、未だ相ひ通感せず、情意未だ得ざるを以て、故に「難生ず」るなり。若

し剛柔已に交はるの後は、物皆な通泰し、復や難には非ざるなり。唯だ初始<sup>はじめ</sup>て交はる時に難有るのみ、故に「剛柔始めて交はりて難生ず」と云ふ。

「險中に動く。大いに亨りて貞し」とは、此れ四徳を釋するなり。坎を險と爲し、震を動と爲し、震坎下に在るは、是れ「險中に動く」なり。初めは險中に動く、故に屯難動きて已まず、將に險より出でんとす、故に「大いに亨りて貞し」きを得るなり。

「大亨」は即ち「元亨」なり。「利」を言はざるは、「利」は「貞」に屬す、故に直だ「大亨貞」と言ふのみ。

雷雨之動滿盈。

〔雷雨之動、乃得滿盈、皆剛柔始交之所爲。〕

「疏」雷雨之動滿盈○正義曰、「雷雨之動滿盈」者、周氏云「此一句覆釋亨也。但屯有二義。一難也。二盈也。上既以「剛柔始交」釋屯難也、此又以「雷雨」二象解盈也。言雷雨二氣初相交動、以生養萬物、故得滿盈、即是亨之義也。覆釋亨」者、以屯難之世、不宜亨通、恐亨義難曉、故特釋之。此已下說屯之自然之象也。

○注雷雨之動乃得滿盈○正義曰、「雷雨之動、乃得滿盈」者、周氏・褚氏云「釋亨也。萬物盈滿則亨通也」。「皆剛柔始交之所爲」者、雷雨之動、亦陰陽始交也。萬物盈滿、亦陰陽而致之、故云「皆剛柔始交之所爲」也。若取屯難、則坎爲險、則上云「動乎險中」是也。若取亨通、則坎爲雨、震爲動。此云「雷雨之動」是也。隨義而取象、其例不一。

「雷雨之動滿盈者」 ◎單疏本・広大本・足利八行本に從い、七字を

補う。經注本と單疏本とを合刻する際の、處理の仕方相異によつて生じたもの。標起止も十行本では異なる。以下の同様な部分はいちいち記さない。

「一盈也」 〔阮校〕閩・監・毛本同。錢本・宋本「二」作「一」。◎單疏

本・広大本・足利八行本の「二」字に從う。これが正しい。

「其義不一」 〔阮校〕閩・監・毛本同。錢本・宋本「義」作「例」。◎單

疏本・広大本・足利八行本の「例」字に從う。これが正しい。

雷雨の動くこと滿ち盈<sup>み</sup>てり。

〔雷雨の動きて、乃得滿盈を得るは、皆な剛柔始めて交はることの爲す所なり。〕

「疏」雷雨之動滿盈○正義曰、「雷雨の動くこと滿ち盈てり」とは、周氏云ふ、「此の一句は亨を覆釋するなり」と。但だ屯には二義有り。一は難なり。二は盈なり。上に既に「剛柔始交」を以て「屯難」を釋し、此に又た「雷雨」の二象を以て「盈」を解するなり。言ふところは雷雨の二氣初めて相ひ交はり動きて、以て萬物を生養す、故に滿盈を得るは、即ち是れ「亨」の義なり。「亨」を覆釋するは、屯難の世にては、宜しく亨通すべからず、恐くは「亨」の義曉り難きを以て、故に特に之れを釋するなり。

此れより已下は屯の自然の象を説くなり。

○注の「雷雨之動乃得滿盈」。

○正義に曰く、「雷雨の動きて、乃得滿盈を得」とは、周氏・褚氏云ふ、「亨を釋するなり。萬物盈滿するときは、則ち亨通するなり」と。

「皆な剛柔始めて交はることの爲す所なり」とは、雷雨の動くも、

亦た陰陽の始めて交はるなり。萬物の盈滿も、亦た陰陽にして之れを致す、故に「皆な剛柔始めて交はることの爲す所」と云ふなり。

若し屯難を取らば、則ち坎を險と爲す、則ち上に「動乎險中」と云ふは是れなり。若し亨通を取らば、則ち坎を雨と爲し、震を動と爲す。此に「雷雨之動」と云ふは是れなり。義に隨ひて象を取るにて、其の例は一ならず。

天造草昧、宜建侯而不寧。

〔屯體不寧、故利建侯也。屯者天地造始之時也。造物之始、始於冥昧、故曰「草昧」也。處造始之時、所宜之善、莫善「建侯」也。〕

〔疏〕天造草昧至不寧○正義曰、「天造草昧、宜建侯而不寧」者、釋「利建侯」也。「草」謂草創、「昧」謂冥昧。言天造萬物於草創之始、如在冥昧之時也。无此草昧之時、王者當法此屯卦、宜建立諸侯、以撫恤萬方之物、而不得安居于事。此二句以人事釋屯之義。

○注屯體不寧○正義曰、「屯體不寧」者、以此屯遭險難、其體不寧、故「宜建侯」也。「造物之始、始於冥昧」者、「造物之始」、即「天造草昧」也。「草」謂草創、初始之義。「始於冥昧」者、言物之初造、其形未著、其體未彰、故在幽冥闇昧也。

〔无此草昧之時〕 ◎阮刻本は「无」字を「干」字に誤刻する。

天造は草昧、宜しく侯を建つべくして寧しとせず。

〔屯の體は寧しとせず、故に侯を建つるに利あるなり。屯とは天地造始の時なり。造物の始めは、冥昧に始まる、故に「草昧」

と曰ふなり。造始の時に處り、宜とすべき所の善は、「侯を建つ」るより善きは莫きなり。〕

〔疏〕「天造草昧」至「不寧」。

○正義に曰はく、「天造は草昧、宜しく侯を建つべくして寧しとせず」とは、「侯を建つるに利あり」を釋するなり。「草」は草創を謂ひ、「昧」は冥昧を謂ふ。言ふところは天の萬物を草創の始めに造るは、冥昧の時に在るが如きなり。此の草昧の時に于いて、王者は當に此の屯卦に法るべく、宜しく諸侯を建立して、以て萬方の物を撫恤すべく、而して居に安んじて事无きを得ず。

此の二句は人事を以て屯の義を釋す。

○注「屯體不寧」。

○正義に曰はく、「屯の體は寧しとせず」とは、此の屯險難に遭ひ、其の體の寧しとせざるを以て、故に「宜しく侯を建つべき」なり。

「造物の始めは、冥昧に始まる」とは、「造物之始」は、即ち「天造草昧」なり。「草」は草創を謂ひ、初始の義なり。「冥昧に始まる」とは、言ふところは物の初造、其の形は未だ著はれず、其の體は未だ彰かならず、故に幽冥闇昧に在るなり。

象曰、雲雷屯、君子以經綸。

〔君子經綸之時。〕

〔疏〕正義曰、「經」謂經緯、「綸」謂繩綸。言君子法此屯象、有爲之時、以經綸天下、約束於物、故云「君子以經綸」也。姚信云「綸謂緯也。以織綜經緯」。此君子之事、非其義也。劉表・鄭玄云「以

綸爲淪字」、非王本意也。

「綸謂綱也」 [阮校] 閩・監・毛本同。錢本末本「綱」作「繩」是也。

◎單疏本・広大本・足利八行本も「繩」字に作る。

「姚信云綸謂綱也」 [阮校] 閩・監・毛本同。錢本末本「綱」作「緯」。

◎單疏本・広大本・足利八行本も「緯」字に作る。

象に曰はく、雲雷は屯なり。君子は以て經綸す。

「君子の經綸するの時なり。」

「疏」正義に曰はく、「經」は經緯を謂ひ、「綸」は繩綸を謂ふ。言ふところは君子此の屯の象に法り、有爲の時は、天下を經綸し、物を約束するを以て、故に「君子は以て經綸す」と云ふなり。

姚信云ふ、「綸は緯を謂ふなり。以て經緯を織綜す」と。此れ君子の事なれば、其の義に非ざるなり。劉表・鄭玄云ふ、「綸を以て淪字と爲す」とは、王の本意に非ざるなり。

初九、磐桓。利居貞。利建侯。

「處屯之初、動則難生、不可以進、故磐桓也。處此時也、其利安在、不唯「居貞」「建侯」乎。夫息亂以靜、守靜以侯、安民在正、弘正在謙。屯難之世、陰求於陽、弱求於強、民思其主之時也。初處其首、而又下焉。爰備斯義、宜其得民也。」

「疏」初九至利建侯○正義曰、「磐桓」不進之貌。處屯之初、動即難生、故磐桓也。不可進、唯宜利居處貞正、亦宜建立諸侯。

○注息亂以靜至得民也○正義曰、「息亂以靜」者、解「利居貞」也。「守靜以侯」者、解「利建侯」也。「安民在正」者、解「貞」也。

「弘正在謙」者、取象其以貴下賤也。言弘大此屯正在於謙也。「陰求於陽、弱求於強」者、解大得民也。

初九、磐桓<sup>はんぐわん</sup>す。貞に居るに利あり。侯を建つるに利あり。

「屯の初に處り、動かば則ち難生じ、以て進むべからず、故に磐桓するなり。此の時に處るや、其の利安<sup>いん</sup>くに在り、唯に「居貞」「建侯」のみならざるか。夫れ亂を息<sup>やす</sup>ましむるには靜を以てし、靜を守るには侯を以てし、民を安んずるは正に在り、正を弘むるは謙に在り。屯難の世は、陰は陽に求め、弱は強に求め、民は其の主の時を思ふなり。初は其の首に處り、而して又た下る。爰斯の義を備ふるときは、宜しく其れ民を得べきなり。」

「疏」「初九」至「利建侯」。

○正義に曰く、「磐桓」は進まざるの貌なり。屯の初に處り、動くときは即ち難生ず、故に磐桓するなり。進むべからず、唯だ宜しく「貞正」に居處するに利あるべく、亦た宜しく諸侯を建立すべきのみ。

○注「息亂以靜」至「得民也」。

○正義に曰く、「亂を息むるには靜を以てす」とは、「貞に居るに利あり」を解するなり。「靜を守るには侯を以てす」とは、「侯を建つるに利あり」を解するなり。「民を安んずるは正に在り」とは、「貞」を解するなり。「正を弘むるは謙に在り」とは、象を其の「貴を以て賤に下る」に取るなり。言ふところは此の屯の正を弘大にするは謙に在るなり。「陰は陽に求め、弱は強に求む」とは、「大いに民を得る」を解するなり。

象曰、雖磐桓、志行正也。

〔不可以進、故磐桓也。非爲宴安棄成務也、故「雖磐桓、志行正也。」〕

〔疏〕象曰至志行正也○正義曰、「象曰、雖磐桓、志行正」者、言初九雖磐桓不進、非苟求宴安、志欲以靜息亂、故居處貞也。非是苟貪逸樂、唯志行守正也。

○注非爲宴安棄成務○正義曰、「非爲宴安棄成務」者、言己止爲前進有難、故磐桓且往、非是苟求宴安、棄此所成之務而不爲也。言身雖往、但欲以靜息亂也。

〔故磐桓且往〕 ◎広大本は「且往」を「日佳」に作る。恐らくは非なり。

象に曰はく、磐桓すと雖も、志は正を行ふなり。

〔進むべからざるを以て、故に磐桓するなり。宴安を爲して成務を棄つるには非ざるなり、故に「磐桓すと雖も、志は正を行ふなり。」〕

〔疏〕「象曰」至「志行正也」。

○正義に曰く、「象に曰はく、磐桓すと雖も、志は正を行ふ」とは、言ふところは初九は磐桓して進まずと雖も、苟くも宴安を求むるに非ず、志は静を以て亂を息ましめんと欲す、故に貞に居處するなり。是れ苟くも逸樂を貪るに非ず、唯だ志は正を守るを行ふなり。

○注「非爲宴安棄成務」。

○正義に曰く、「宴安を爲して成務を棄つるには非ず」とは、言ふ

ところは己は止だ前進することに難有るが爲めに、故に磐桓するも且に住かんとするは、是れ苟くも宴安を求め、此の成すべき所の務を棄てて爲さざるには非ざるなり。言ふところは身住くと雖も、但だ「静を以て亂を息ましめんと欲するのみなり。」

以貴下賤、大得民也。

〔陽貴而陰賤也。〕

〔疏〕正義曰、「以貴下賤、大得民」者、貴謂陽也、賤謂陰也。言初九之陽在三陰之下、是以貴下賤。屯難之世、民思其主之時。既能以貴下賤、所以大得民心也。

貴を以て賤に下り、大いに民を得るなり。

〔陽は貴くして陰は賤しきなり。〕

〔疏〕正義に曰く、「貴を以て賤に下り、大いに民を得」とは、「貴」は陽を謂ひ、「賤」は陰を謂ふなり。言ふところは初九の陽三陰の下に在るは、是れ「貴を以て賤に下る」なり。屯難の世は、民は其の主を思ふ時なり。既に能く「貴を以て賤に下る」、所以に大いに民心を得るなり。

六二、屯如遭如、乘馬班如。匪寇婚媾。女子貞不字、十年乃字。

〔志在乎五、不從於初。屯難之時、正道未行、與初相近、而不相得、困於侵害、故屯遭也。時方屯難、正道未通、涉遠而行、難可以進、故曰「乘馬班如」也。寇謂初也。无初之難、則與五婚

矣。故曰「匪寇婚媾」也。志在於五、不從於初、故曰「女子貞不字」也。屯難之世、勢不過十年者也。十年則反常、反常則本志斯獲矣。故曰「十年乃字」。

「疏」六二至十年乃字○正義曰、「屯如遭如」者、「屯」是屯難、「遭」是遭迴、「如」是語辭也。言六二欲應於九五、即畏初九逼之、不敢前進、故「屯如遭如」也。「乘馬班如」者、子夏傳云「班如者、謂相牽不進也」。馬季長云「班、班旋不進也。言二欲乘馬往適於五、正道未通、故班旋而不進也」。「匪寇婚媾」者、「寇」謂初也。言二非有初九與己作寇害、則得共五爲婚媾矣。馬季長云「重婚曰媾」、鄭玄云「媾猶會也」。「女子貞不字」者、「貞」正也、「女子」謂六二也。女子以守貞正、不受初九之愛。「字」訓愛也。「十年乃字」者、十年難息之後、即初不害己也、乃得往適於五、受五之字愛。「十」者、數之極、數極則變、故云「十年」也。

「則得共五爲婚媾矣」 ◎阮刻本「共」字を「其」字に誤刻する。

「數極則復」 阮校 閔・監・毛本同。錢本・宋本「復」作「變」是也。

◎單疏本・広大本・足利八行本は「變」字に作る。これが正しい。

六二、屯如たり遭如たり、乘馬班如たり。寇に匪ず婚媾せんとす。女子貞にして字せず、十年にして乃ち字す。

「志は五に在りて、初に従はず。屯難の時、正道は未だ行はれず、初と相近くして、而も相得ず、侵害に困む、故に屯遭するなり。時は屯難に方り、正道未だ通ぜず、遠きを涉りて行くは、以て進むべきこと難し、故に「乘馬班如たり」と曰ふなり。「寇」は初を謂ふなり。初の難無きときは、則ち五と婚す、故に「寇に匪ず婚媾せんとす」と曰ふなり。志は五に在りて、初に従は

ず、故に「女子貞にして字せず」と曰ふなり。屯難の世、勢は十年を過ぎざる者なり。十年なるときは則ち常に反り、常に反るときは則ち本志斯に獲らる、故に「十年にして乃ち字す」と曰ふなり。

「疏」「六二」至「十年乃字」。

○正義に曰く、「屯如たり遭如たり」とは、「屯」は是れ屯難、「遭」は是れ遭迴（ゆきなやむ）、「如」は是れ語辭なり。言ふところは六二九五に應せんと欲せば、即ち初九の之れに逼るを畏れて、敢へて前進せず、故に「屯如たり、遭如たる」なり。

「乘馬班如たり」とは、子夏傳に云ふ、「班如とは、相牽りて進まざるを謂ふなり」と。馬季長云ふ、「班は、班旋して進まざるなり。言ふところは二馬に乗りて五に往適んと欲するも、正道未だ通ぜず、故に班旋して進まざるなり」と。

「寇に匪ず婚媾せんとす」とは、「寇」は初を謂ふなり。言ふところは二に初九の己と寇害を作すこと有るに非ずんば、則ち五と共に婚媾を爲すを得ん。馬季長「婚を重ぬるを媾と曰ふ」と云ひ、鄭玄は「媾は猶ほ會のごときなり」と云ふ。

「女子貞にして字せず」とは、「貞」は正なり、「女子」は六二を謂ふなり。女子は貞正を守るを以て、初九の愛を受けず。「字」の訓は愛なり。「十年にして乃ち字す」とは、十年にして難息むの後、即ち初己を害せざるや、乃ち五に往適きて、五の字愛を受くるを得ん。「十」とは、數の極、數極まらば則ち變ず、故に「十年」と云ふなり。

象曰、六二之難、乘剛也。十年乃字、反常也。

「疏」正義曰、「六二之難、乘剛也」者、釋所以「屯如遭如」也。有畏難者、以其乘陵初剛、不肯從之、故有難也。「十年乃字、反常」者、謂十年之後、屯難止息。得反常者、謂反常道、即二適于五、是其得常也。已前有難、不得行常、十年難息、得反歸於常、以適五也。此又因六二之象以明女子婚媾之事、即其餘人事亦當法此。猶如有人逼近於強、雖遠有外應、未敢苟進、被近者所陵。經久之後、乃得與應相合、是知萬事皆象於此、非唯男女而已。諸爻所云陰陽男女之象義、皆倣於此。

「經久之後」 ◎阮刻本「久」字を「夕」字に誤刻する

象に曰はく、六二の難は、剛に乗ればなり。「十年にして乃ち字するは、常に反ればなり」。

「疏」正義に曰く、「六二の難は、剛に乗ればなり」とは、「屯如たり、遭如たる」所以を釋するなり。難を畏るる者有るは、其の初剛に乗陵し、肯へて之れに従はざるを以て、故に難有るなり。

「十年にして乃ち字するは、常に反ればなり」とは、十年の後、屯難止息するを謂ふ。「常に反る」を得るは、常道に反るを謂ひ、即ち二五に適くは、是れ其の常を得ることなり。已前には難有りて、常を行ふを得ず、十年にして難息み、常に反歸して、以て五に適くを得るなり。

此の爻は六二の象に因りて、以て女子婚媾の事を明らかにすれば、即ち其餘の人事も亦た當に此に法るべし。猶ほ人強に逼近すること有らば、遠きに外應有りと雖も、未だ敢へて苟くも進まず、近き者の陵する所と被るが如し。久しきを經るの後、乃ち應と相ひ合

ふを得るは、是れ萬事は皆な此に象り、唯に男女のみに非ざるを知る。諸爻云ふ所の陰陽男女の象の義、皆な此に倣へ。

六三、即鹿无虞<sup>\*</sup>、惟入于林中。君子幾不如舍。往吝。

〔三既近五、而无寇難。四雖比五、其志在初、不妨己路、可以進而无屯遭也。見路之易、不揆其志、五應在二、往必不納、何異无虞以從禽乎。雖見其禽、而无其虞、徒入于林中、其可獲乎。幾辭也。夫君子之動、豈取恨辱哉。故不如舍、往吝窮也。〕

「疏」六三至舍往吝○正義曰、「即鹿无虞」者、「即」就也。「虞」謂虞官。如人之田獵、欲從就於鹿、當有虞官助己、商度形勢可否、乃始得鹿。若无虞官、即虛入于林木之中、必不得鹿。故云「唯入于林中」。此是假物爲喻。今六三欲往從五、如就鹿也。五自應二、今乃不自揆度彼五之情、納己以否、是「无虞」也。即徒往向五、五所不納、是徒入于林中。「君子幾不如舍」者、「幾」辭也。夫君子之動、自知可否、豈取恨辱哉。見此形勢、即不如休舍也。言六三不如舍此求五之心、勿往也。「往吝」者、若往求五即有悔吝也。

○注見路之易不揆其志○正義曰、「見路之易、不揆其志」者、三雖比四、四不害己。身无屯遭、是路之平易、即意欲向五、而不預先揆度五之情意納己以否、是「无虞」也。獵人先遣虞官、商度鹿之所有、猶若三欲適五、先遣人測度五之情意。「幾」爲語辭、不爲義也。知此幾不爲事之幾微、凡幾微者、乃從无向有、其事未見、乃爲「幾」也。今「即鹿无虞」、是已成之事、事已顯著、故不得爲幾微之幾。

「即鹿无虞」 阮校「補」石經·岳本·閩監·毛本「無」作「无」。案「无」

字是也。◎阮校に從う。

「必不得鹿」 ◎阮刻本「鹿」字を「虞」字に誤刻する。

「身无屯遭」 ◎阮刻本「无」字を「夫」字に誤刻する。

「事已顯著」 ◎阮刻本「著」字を「者」字に誤刻する。

「故不得爲幾微之義」 [阮校] 閩監・毛本同。宋本「義」作「幾」。

◎單疏本・広大本・足利八行本「幾」字に作る。これが正しい。

六三、鹿に即くに虞無し、惟だ林中に入るのみ。君子幾ど舍つるに

如かず。往けば吝あり。

〔三は既に五に近くして、寇難無し。四は五に比せらると雖も、其の志は初に在りて、己の路を妨げず、以て進みて屯遭无かるべきなり。路の易きを見、其の志を揆らず、五の應は二に在り、往けば必ず納れざるは、何ぞ虞无くして以て禽に従ふに異ならんや。其の禽を見ると雖も、而も其の虞无く、徒だ林中に入るのみなれば、其れ獲べけんや。「幾」は辭なり。夫れ君子の動くや、豈に恨辱を取らんや。故に舍つるに如かず、往けば吝窮あるなり。〕

〔疏〕「六三」至「舍往吝」。

○正義に曰く、「鹿に即くに虞無し」とは、「即」は就なり。「虞」は虞官を謂ふ。人の田獵、從ひて鹿に就かん欲せば、當に虞官の己を助けて、形勢の可否を商度り、乃りて始めて鹿を得べきこと有るが如し。若し虞官无くんば、即ち虚しく林木の中に入りて、必ず鹿を得ず。故に「惟だ林中に入るのみ」と云ふ。此は是れ物に假りて喩と爲す。今六三の往きて五に従はんと欲するは、鹿に就くが如きなり。五は自ら二に應ずるも、今は乃ち自らは彼の五の情、己を納ると否とを揆度らざるは、是れ「虞无き」なり。即ち徒だ往きて五に向ふも、五の納れざる所なるは、是れ徒だ林中に入るのみ。

「君子幾ど舍つるに如かず」とは、「幾」は辭なり。夫れ君子の動くや、自ら可否を知り、豈に恨辱を取らんや。此の形勢を見ては、即ち休舍するに如かざるなり。言ふところは六三此の五を求むるの心を捨てて、往く勿きに如かざるなり。

「往けば吝あり」とは、往きて五を求めば、即ち悔吝有るが若きなり。

○注「見路之易不揆其志」。

○正義に曰く、「路の易きを見、其の志を揆らず」とは、三四に比すと雖も、四は己を害せずんば、身に「屯遭」无きは、是れ路の平易なり。即し五に向かはんと意欲して、而も預め先づ五の情意己を納ると否とを揆度らざるは、是れ「虞无き」なり。獵人は先づ虞官を遣はし、鹿の有る所を商度るは、猶は三の五に適かんと欲して、先づ人を遣はし五の情意を測度るが若し。

「幾」は語辭爲りて、義を爲さざるなり。此の「幾」は事の幾微と爲さざるを知るは、凡そ幾微とは、乃ち无従りして有に向かはんとし、其の事は未だ見えざるを、乃ち「幾」と爲すなり。今「鹿に即くに虞无き」は、是れ已に成るの事、事已に顯著なり、故に幾微の幾と爲すを得ず。

象曰、「即鹿无虞」、以從禽也。君子舍之。往吝、窮也。

〔疏〕正義曰、「即鹿无虞、以從禽」者、言即鹿當有虞官、即有鹿也。若无虞官、以從逐于禽、亦不可得也。「君子舍之。往吝、窮」者、君子見此之時、當舍而不往。若往則有悔吝窮苦也。

象に曰はく、「鹿に即くに虞无き」は、禽に従ふを以てなり。君子之れを舍つ。往かば吝ありて、窮するなり。

「疏」正義に曰く、「鹿に即くに虞无きは、禽に従ふを以てなり」とは、言ふところは鹿に即くには當に虞官有らば、即ち鹿有るべきなり。若し虞官无くして以て、禽に従逐せば、亦た得べからざるなり。「君子之れを舍つ。往かば吝ありて、窮するなり」とは、君子此の時を見れば、當に舍てて往かざるべし。若し往かば則ち悔吝有りて窮苦するなり。

六四、乘馬班如、求婚媾。往吉、无不利。

「二雖比初、執貞不從、不害己志者也。求與合好、往必見納矣。」

故曰「往吉、无不利」。

「疏」正義曰、「乘馬班如、求婚媾。往吉、无不利」者、六四應初、故「乘馬」也。慮二妨己路、故初時班如旋也。二既不從於初、故四求之爲媾、必得媾合、所以「往吉、无不利」。

「慮二妨己路」 ◎広大本「慮」字を「虞(そなふ)」字に作る。

六四、乘馬班如たり、婚媾を求む。往かば吉にして、利あらざる無し。

「二は初に比すと雖も、貞を執りて従はざるは、己の志を害はざる者なり。求めて與ともに好を合はせ、往かば必ず納れらる。故に「往かば吉にして、利あらざる無し」と曰ふ。」

「疏」正義に曰く、「乘馬班如たり、婚媾を求む。往かば吉にして、利あらざる無し」とは、六四は初に應ず、故に「馬に乗る」な

り。二の己の路を妨ぐるを慮り、故に初時は班如として旋るなり。二は既に初に従はず、故に四之れを求めて婚を爲すに、必ず媾合するを得、所以に「往かば吉にして、利あらざる無し」。

象曰、求而往、明也。

「見彼之情状也。」

「疏」正義曰、「求而往明」者、言求初而往婚媾、明識初與二之情状、知初納己、知二不害己志、是其「明」矣。

象に曰はく、求めて往くは、明らかなるなり。

「彼の情状を見るなり。」

「疏」正義に曰く、「求めて往くは、明らかなるなり」とは、言ふところは初を求めて往きて婚媾するは、明らかに初と二との情状を識る。初の己を納るるを知り、二の己が志を害はざるを知るは、是れ其の「明」なり。

九五、屯其膏。小貞吉、大貞凶。

「處屯難之時、居尊位之上、不能恢弘博施、无物不與、拯濟微滯、亨于羣小、而繫應在二、屯難其膏、非能光其施者也。固志同好、不容他間、小貞之吉、大貞之凶。」

「疏」九五屯其膏至大貞凶○正義曰、「屯其膏」者、膏謂膏澤恩惠之類。言九五既居尊位、當恢弘博施、唯繫應在二、而所施者褊狹、是屯難其膏。「小貞吉、大貞凶」者、「貞」正也。出納之吝、謂之

有司。是小正爲吉。若大人不能恢弘博施、是大正爲凶。

○注固志同好不容他間○正義曰、「固志同好、不容他間」者、「間」者厠也。五應在二、是堅固其志、在于同好、不容他人、間厠其間也。

九五、其の膏を屯す。小貞は吉、大貞は凶なり。

〔屯難の時に處り、尊位の上に居るも、恢弘に博施し、物として與へざる无きこと能はず、拯濟は微滯し、羣小に亨せられ、而して繫應は二に在りて、其の膏を屯難し、能く其の施を光いにする者に非ざるなり。志を固くし好を同じくし、他の間を容れざるは、小貞の吉、大貞の凶なり。〕

〔疏〕「九五屯其膏」至「大貞凶」。

○正義に曰く、「其の膏を屯す」とは、「膏」は膏澤恩惠の類を謂ふなり。言ふところは九五既に尊位に居れば、當に恢弘に博施すべきも、唯だ應繫は二に在るのみにして、施す所の者褊狹なるは、是れ「其の膏を屯難す」るなり。

「小貞は吉、大貞は凶」とは、「貞」は正なり。出納の吝なる、之れを有司と謂ふ。是れ小正には吉と爲る。若し大人恢弘に博施する能はずんば、是れ大正には凶と爲る。

○注「固志同好不容他間」。

○正義に曰く、「志を固くし好を同じくし、他の間を容れず」とは、「間」とは厠なり。五の應は二に在り、是れ其の志を堅固にし、好を同じくするに在りて、他人の其の間に間厠するを容れざるなり。

象曰、「屯其膏」、施未光也。

象に曰はく、「其の膏を屯す」るは、施し未だ光いならざるなり。

上六、乘馬班如、泣血漣如。

〔處險難之極、下无應援。進無所適、雖比於五、五屯其膏、不與相得、居不獲安。行无所適、窮困闔厄、无所委仰、故「泣血漣如」。〕

〔疏〕正義曰、「處險難之極」、而「下无應援」。若欲前進、即无所之適、故「乘馬班如」。「窮困闔厄、无所委仰」、故「泣血漣如」。

上六、乘馬班如たり、泣血漣如たり。

〔險難の極に處り、下に應援無し。進むも適く所無く、五に比せらると雖も、五は其の膏を屯し、與に相得ず、居は安きを獲ず。行くも適く所無く、窮困闔厄し、委仰する所無し、故に「泣血漣如たる」なり。〕

〔疏〕正義に曰く、「險難の極に處りて」、而して「下に應援無し」。若し前進せんと欲せば、即ち之適く所無し、故に「乘馬班如たる」なり。「窮困（きわまりくるしむ）闔厄（ふさがりくるしむ）し、委仰する所無し」、故に「泣血漣如たる」なり。

象曰、「泣血漣如」、何可長也。

〔疏〕正義曰、「象曰、何可長」者、言窮困泣血、何可久長也。

何長也。阮校「補」各本作「何可長也」。此十行本原脫「可」字。案正義曰「何可長者」、又曰「何可久長也」、是「何」下當有「可」字、今補。

今補。

象に曰はく、「泣血漣如たり」、何ぞ長かるべけんや。

「疏」正義に曰く、「象に曰はく、何ぞ長かるべけんや」とは、言ふところは窮困泣血すること、何ぞ久長なるべけんや。

三三 坎下  
艮上 蒙、亨。匪我求童蒙、童蒙求我。初筮告、再三瀆、瀆則不告。

「筮者決疑之物也。童蒙之來求我、欲決所惑也。決之不一、不知所從、則復惑也。故初筮則告、再三則瀆。」「瀆」蒙也。能爲初筮、其唯二乎。以剛處中、能斷夫疑者也。」

「疏」蒙亨至瀆則不告○正義曰、「蒙」者微昧闇弱之名。物皆蒙昧、唯願亨通、故云「蒙亨」。

「匪我求童蒙、童蒙求我」者、物既闇弱、而意願亨通、即明者不求於闇、即匪我師德之高明往求童蒙之闇。但闇者求明、明者不諳於闇、故云「童蒙求我」也。

「初筮告」者、「初」者發始之辭、「筮」者決疑之物。童蒙既來求我、我當以初始一理剖決告之。

「再三瀆、瀆則不告」者、師若遲疑不定、或再或三、是褻瀆、瀆則不告。童蒙來問、本爲決疑。師若以廣深之義、再三之言告之、則童蒙聞之、轉亦瀆亂、故不如不告也。

自此以上、解「蒙亨」之義。順此上事、乃得亨也。故「亨」文在

此事之上也。不云「元」者、謂時當蒙弱、未有元也。

○注初筮告○正義曰、「初筮則告」者、童蒙既來求我、我當以初心所念所筮之義一理而則告之。「再三則瀆、瀆蒙也」者、若以棄此初本之意、而猶豫遲疑、歧頭別說、則童蒙之人聞之褻瀆而煩亂也。故再三則瀆瀆蒙也。「能爲初筮、其唯二乎」者、以象云「初筮告、以剛中」者、剛而得中、故知是二也。

「童蒙求我」 阮校 石經・岳本・閩・監・毛本同。考文引古本「蒙」下有「來」字。

「師若以廣深之義」 ○広大本のみ「之」字に作り、諸本は「二」字に誤る。浦鏗『十三經注疏正字』が「二義當之義誤」と述べるのは卓見である。

「而則告之」 ○阮刻本が「則」字を「剖」字に作るのは誤り。單疏本・広大本・足利八行本に従い、改める。

蒙は、亨る。我れ童蒙に求むるに匪ず、童蒙我れに求む。初筮は告ぐ、再三するときは瀆す、瀆さば則ち告げず。

「筮なる者は疑を決するの物なり。童蒙の來たりて我に求むるは、惑ふ所を決せんと欲すればなり。之れ決するも一ならずんば、從ふ所を知らずして、則ち復た惑ふなり。故に「初筮は則ち告げ」、「再三するときは則ち瀆す」とは、蒙を瀆すなり。能く初筮を爲すは、其れ唯だ二のみなるか。剛を以て中に處り、能く夫の疑を斷ずる者なり。」

「疏」「蒙亨」至「瀆則不告」。

○正義に曰く、「蒙」とは微昧闇弱の名なり。物は皆な蒙昧なれば、唯だ亨通するを願ふのみ、故に「蒙は亨る」と云ふ。

「我れ童蒙に求むるに匪わづず、童蒙我れに求む」とは、物既に闇弱にして、意亨通するを願ふときは、即ち明者は闇に求めず、即ち我が師徳の高明往きて童蒙の闇に求むるに匪わづず。但だ闇者のみに求め、明者は闇に諮らず、故に「童蒙我れに求む」と云ふなり。

「初筮は告ぐ」とは、「初」は發始の辭、「筮」は決疑の物なり。童蒙既に來たりて我れに求めば、我れは當まさに初始の一理を以て剖決して之れに告ぐべし。

「再三するときは瀆す、瀆さば則ち告げず」とは、師の若し遲疑して定めず、或いは再或いは三なるは、是れ褻瀆するにて、瀆さば則ち告げず。童蒙の來たり問ふは、本より疑を決せんが爲めなり。師の若し廣深の義、再三の言を以て之れに告げなば、則ち童蒙之れを聞くも、轉うたた亦た瀆亂す、故に告げざるに如かざるなり。

此より以上は、「蒙亨」の義を解す。此の上事に順ひて、乃て「亨」を得るなり。故に「亨」の文此の事の上に在るなり。「元」を云はざるは、時蒙弱に當たり、未だ元有らざるを謂ふなり。

○注「初筮告」。

○正義に曰く、「初筮は則ち告ぐ」とは、童蒙の既に來たりて我に求むれば、我れは當に初心の念ずる所、筮する所の義一理を以てして則ち之れに告ぐべし。

「再三するときは則ち瀆すは、蒙を瀆すなり」とは、若し以て此の初本の意を棄てて、猶豫遲疑し、岐頭別說せば、則ち童蒙の人之れを聞き、褻瀆して煩亂するなり。故に「再三するときは則ち瀆すは、蒙を瀆すなり」。

「能く初筮を爲すは、其れ唯だ二のみなるか」とは、象に「初筮

告ぐるは、剛中を以てなり」と云ふは、剛にして中を得るを以て、故に是れ「二」なるを知るなり。

利貞。

「蒙之所利、乃利正也。夫明莫若聖、昧莫若蒙。蒙以養正、乃聖功也。然則養正以明、失其道矣。」

「疏」利貞○正義曰、「利貞」者、「貞」正也。言蒙之爲義、利以養正。故象云「蒙以養正、乃聖功也」。若養正以明、即失其道也。

○注然則養正以明失其道○正義曰、「然則養正以明、失其道」者、言人雖懷聖德、若隱默不言、人則莫測其淺深、不知其大小、所以聖德彌遠而難測矣。若彰顯其德、苟自發明、即人知其所爲、識其淺深。故明夷注云「明夷蒞衆、顯明於外、乃所避」是也。此卦繇辭、皆以人事明之。

「乃所避」◎広大本のみ「乃」字に作り、諸本は「巧」字に誤る。広大本が明夷注に合うので、これに従う。

「此卦繫辭」**阮校** 閩・監・毛本同。錢本・宋本「繫」作「繇」。◎單疏本・広大本・八行本「繇」字に作る。

貞に利あり。

「蒙の利する所は、乃ち正を利するなり。夫れ明は聖に若くは莫く、昧は蒙に若くは莫し。蒙は以て正を養ひて、乃て聖の功ありなり。然らば則ち正を養ふに明を以てせば、其の道を失はん。」

「疏」「利貞」。

○正義に曰く、「貞に利あり」とは、「貞」は正なり。言ふところは蒙の義爲る、利を以て正を養ふ。故に象に「蒙は以て正を養ひて、乃て聖の功あるなり」と云ふ。若し「正を養ふに明を以てせば」、即ち「其の道を失ふ」なり。

○注「然則養正以明失其道」。

○正義に曰く、「然らば則ち正を養ふに明を以てせば、其の道を失ふ」とは、言ふところは人 聖徳を懐くと雖も、若し隠黙して言はずんば、人は則ち其の淺深を測る莫く、其の大小を知らず、所以に聖徳彌<sup>よ</sup>遠くして測り難きなり。若し其の徳を彰顯し、苟くも自ら發明せば、即ち人其の爲す所を知り、其の淺深を識る。故に明夷注に「明夷 衆に蔽<sup>おそ</sup>むに、外に顯明するは、乃て避<sup>かへ</sup>ぐる所なり」と云ふは是れなり。

此の卦の繇辭は、皆な人事を以て之れを明らかにす。

象曰、蒙山下有險。險而止蒙。

〔退則困險、進則闕山。不知所適、蒙之義也。〕

〔疏〕正義曰、「山下有險」者、坎在艮下、是山下有險。艮爲止、坎上遇止、是險而止也。恐進退不可、故蒙昧也。此釋蒙卦之名。

象に曰はく、蒙は山下に險有り。險にして止まるは蒙なり。

〔退くときは則ち險に困み、進むときは則ち山に闕さる。適く所を知らざるは、蒙の義なり。〕

〔疏〕正義に曰く、「山下に險有り」とは、坎艮の下に在るは、是れ「山下に險有る」なり。艮は止と爲し、坎の上りて止に遇ふは、

是れ險にして止まるなり。恐くは進退 可ならず、故に蒙昧なり。此れ蒙卦の名を釋す。

「蒙亨」、以亨行、得時中也。

〔時之所願、惟願亨也。以亨行之、得時中也。〕

〔疏〕正義曰、「以亨行、得時中」者、疊蒙亨之義、言居蒙之時、人皆願亨。若以亨道行之于時、則得中也。故云「時中也」。

〔以亨行時中也〕<sup>阮校</sup> 石經・岳本・閩・監・毛本同。古本・足利本「時」

上有「得」字。一本「也」作「矣」。按此「得」字蓋涉注文而衍。

◎広大本のみ「得」字があり、古本・足利本に一致する。今これに従う。

「蒙の亨る」は、亨るを以て行き、時の中を得るなり。

〔時の願ふ所、惟だ亨るを願ふなり。亨るを以て之れを行ひ、時に中するを得るなり。〕

〔疏〕正義に曰く、「亨るを以て行き、時の中を得るなり」とは、「蒙亨」の義を疊ぬ。言ふところは居蒙の時、人は皆な亨るを願ふ。

若し亨道を以て之れを時に行はば、則ち中するを得るなり。故に「時の中」と云ふなり。

「匪我求童蒙、童蒙求我」、志應也。

〔我謂非童蒙者也。非童蒙者即陽也。凡不識者求問識者、識者不求所告。闇者求明、明者不諮於闇。故蒙之爲義、匪我求童蒙、

童蒙求我也。童蒙之來求我、志應故也。」

〔疏〕正義曰、「匪我求童蒙、童蒙求我、志應也」者、以童蒙闇昧之志、而求應會明者、故云「志應也」。

〔童蒙求我〕 阮校 石經・岳本・閩・監・毛本同。釋文一本作「來求我」。

○案惠棟周易古義引呂覽勸學篇注「易曰、匪我求童蒙、童蒙來求我」。王念孫云、注云「童蒙之來求我」、又蔡邕處士圈叔則碑「童蒙來求彪之用文」、是漢魏時、經文多有「來」字。

「我れ童蒙に求むるに匪ず、童蒙我れに求む」るは、志應するなり。

〔「我」は童蒙に非ざる者を謂ふなり。童蒙に非ざる者は即ち陽なり。凡そ識らざる者は識る者に問ふを求め、識る者は告ぐる所を求めず。闇者は明を求むるも、明者は闇に諮らず。故に蒙の義爲る、「我れ童蒙に求むるに匪ず、童蒙我れに求む」るなり。童蒙の來たりて我れに求むるは、志應するが故なり。〕

〔疏〕正義に曰く、「我れ童蒙に求むるに匪ず、童蒙我れに求むるは、志應するなり」とは、童蒙闇昧の志を以てして、明者に應會するを求む、故に「志應するなり」と云ふ。

〔初筮告〕、以剛中也。

〔謂二也。二爲衆陰之主也。无剛決中、何由得初筮之告乎。〕

〔再三瀆、瀆則不告〕、瀆蒙也。蒙以養正、聖功也。

〔疏〕正義曰、「再三瀆、瀆則不告、瀆蒙」者、所以再三不告、恐瀆亂蒙者。

自此以上象辭、摠釋蒙亨之義。「蒙以養正、聖功也」者、能以蒙昧隱默自養正道、乃成至聖之功。此一句釋經之「利貞」。

〔无剛決中〕 〇阮刻本は「決」字を「失」字に誤刻する。

〔初筮告ぐ〕るは、剛中するを以てなり。

〔二を謂ふなり。二は衆陰の主爲るなり。剛无くして中を決せば、何に由りて初筮の告を得んや。〕

〔再三するときは則ち瀆す〕は、蒙を瀆すなり。蒙以て正を養ふは、聖の功なり。

〔疏〕正義に曰く、「再三するときは則ち瀆すは、蒙を瀆すなり」とは、再三して告げざる所以は、蒙者を瀆亂するを恐るればなり。

此れより以上の象辭は、蒙亨の義を摠釋す。

〔蒙以て正を養ふは、聖の功あるなり〕とは、能く蒙昧隱默を以て、自ら正道を養なはば、乃ち至聖の功を成す。此の一句は經の「利貞」を釋す。

象曰、山下出泉、蒙。

〔山下出泉、未知所適、蒙之象也。〕

〔疏〕正義曰、「山下出泉、蒙」者、山下出泉、未有所適之處、是險而止、故蒙昧之象也。

〔象曰〕 〇阮刻本は「象」字を「象」字に誤刻する。

象に曰はく、山下に泉を出だすは、蒙なり。

〔山下に泉を出だし、未だ適く所を知らざるは、蒙の象なり。〕

「疏」正義に曰く、「山下に泉を出だすは、蒙なり」とは、山下に泉を出だし、未だ適く所の處有らざるは、是れ險にして止まる、故に蒙昧の象なり。

君子以果行育德。

「果行」者、初筮之義也。「育德」者、養正之功也。」

「疏」正義曰、「君子以果行育德」者、君子當法此蒙道、以果決其行、告示蒙者、則初筮之義。「育德」謂隱默懷藏、不自彰顯、以育養其德。「果行育德」者、自相違錯。若童蒙來問則果行也。尋常處衆則育德、是不相須也。

「君子當發此蒙道」 阮校 閩・監・毛本同。宋本「發」作「法」。◎單疏本・広大本・足利八行本も「法」字に作る。これが正しい。

君子は以て行を果たし徳を育ふ。

「果行」は初筮の義なり。「育德」は養正の功なり。」

「疏」正義に曰く、「君子は以て行を果たし徳を育ふ」とは、君子は當に此の蒙道に法り、以て其の行を果決し、蒙者に告示すべきは、則ち初筮の義なり。「育德」は隱默して懷藏し、自らは彰顯せず、以て其の徳を育養するを謂ふ。

「果行」「育德」は、自ら相ひ違錯す。若し童蒙來たり問はば、則ち行を果たすなり。尋常に衆に處するとき、則ち徳を育ふ、是れ相ひ須ひざるなり。

初六、發蒙。利用刑人、用說桎梏。以往吝。

「處蒙之初、二照其上、故蒙發也。蒙發疑明、刑說當也。以往吝、刑不可長。」

「疏」初六至以往吝○正義曰、「發蒙」者、以初近於九二、二以陽處中、而明能照闇、故初六以能發去其蒙也。

「利用刑人、用說桎梏」者、蒙既發去无所疑滯、故利用刑戮于人、又利用說去罪人桎梏。以蒙既發去疑事、顯明刑人、說桎梏、皆得當。在足曰「桎」、在手曰「梏」。小爾雅云「桎謂之桎、械謂之桎」。「以往吝」者、若以正道而往、即其事益善矣。若以刑人之道、出往行之、即有鄙吝。

「小雅云」 阮校 錢本・宋本・閩・監・毛本「小」作「爾」。○按「爾」字誤。小爾雅唐人多作「小雅」。文選注亦然。◎広大本・海保漁村本のみ「小爾雅」に作る。これが正しい。

「出往往之」 阮校 閩・監・毛本同。宋本下「往」作「行」。◎單疏本・広大本・足利八行本も「行」字に作る。これが正しい。

初六、蒙を發く。用て人を刑し、用て桎梏を説く利にあり。以て往けば吝あり。

「蒙の初に處り、二其上を照らす、故に蒙の發かるるなり。蒙の發かれ疑の明らかならば、刑說當たるなり。以て往けば吝あるは、刑長ずべからざればなり。」

「疏」「初六」至「以往吝」。○正義に曰く、「蒙を發く」は、初九二に近く、二陽を以て中に處り、而して明能く闇を照らすを以て、故に初六は以て能く其の蒙を發去するなり。

「用て人を刑し、用て桎梏を説く利にあり」とは、蒙既に發去されて疑滯する所無し、故に用て人を刑戮するに利あり、又た用て罪人の桎梏を説去するに利あるなり。蒙既に疑事を發去さるるを以て、顯明に人を刑し、桎梏を説くこと、皆な當を得るなり。

足に在るを「桎」と曰ひ、手に在るを「梏」と曰ふ。小爾雅に「桎之れを梏と謂ひ、械之れを桎と謂ふ」と云ふ。

「以て往けば吝あり」とは、若し正道を以てして往かば、即ち其の事益<sup>キ</sup>善し。若し刑人の道を以て出で往きて之れを行はば、即ち鄙吝有るなり。

象曰、利用刑人、以正法也。

〔刑人之道、道所惡也。以正法制、故刑人也。〕

〔疏〕正義曰、「象曰、利用刑人、以正法」者、且刑人之道、乃賊害於物、是道之所惡。以利用刑人者、以正其法制、不可不刑矣、故刑罰不可不施於國、鞭扑不可不施於家。

案此經「刑人」説人二事、象直云「利用刑人」一者、但舉刑重故也。

故刑人也 阮校 岳本・閩・監・毛本同。古本「刑」上有「利」字。

象に曰はく、「用て人を刑するに利あり」とは、以て法を正すなり。

〔人を刑するの道は、道の惡む所なり。法制を正すを以て、故に人を刑するなり。〕

〔疏〕正義に曰く、「象に曰はく、用て人を刑するに利ありとは、以て法を正す」とは、且つ人を刑するの道は、乃ち物を賊害すれば、

是れ道の惡む所なり。用て人を刑するに利あるは、其の法制を正し、刑せざるべからざるを以て、故に刑罰は國に施さざるべからず、鞭扑は家に施さざるべからず。

案ずるに此の經の「刑人」は人の二事を説くに、象に直だ「利用刑人」の一を云ふのみなるは、但だ刑の重きを擧ぐるのみなるが故なり。

九二、包蒙吉。納婦吉。子克家。

〔以剛居中、童蒙所歸、包而不距、則遠近咸至、故「包蒙吉」也。婦者配己而成德者也。體陽而能包蒙、以剛而能居中、以此納配、物莫不應、故「納婦吉」也。處于卦内、以剛接柔、親而得中、能幹其任、施之於子、「克家」之義。〕

〔疏〕九二至子克家○正義曰、「包蒙吉。納婦吉。子克家」者、「包」謂包含。九二以剛居中、羣蒙悉來歸己、九二能含容而不距、皆與之決疑、故得吉也。九二以剛居中、陰來應之。「婦」謂配也。故納此匹配、而得吉也。此文在下體之中、能包蒙納婦、在內理中、幹了其任、即是子孫能克荷家事、故云「子克家」也。

○注親而得中○正義曰「親而得中」者、言九二居下卦之中央、上下俱陰、以己之剛陽迎接上下二陰、陰陽相親、故云「親而得中」也。

「能幹其任」者、既能包蒙、又能納匹、是「能幹其任」。

〔包蒙吉〕 阮校 岳本・閩・監・毛本同。石經「包」作「苞」。釋文出

〔苞蒙〕。按此據宋本釋文。若通志堂本、則亦改爲「包」矣。古經典「包」容字、多从艸。

〔克家之義〕 阮校 岳本・閩・監・毛本同。古本下有「也」字。下「而

无攸利」下、「故曰童蒙吉」下並同。

「羣蒙悉來歸己」 ◎阮刻本「羣」字を「童」字に誤刻する。單疏本  
・ 広大本・ 足利八行本に従い改める。

「在內理中」 ◎阮刻本「在」字を「任」字に誤刻する。單疏本・ 広  
大本・ 足利八行本に従い改める。

「王氏曰」 [阮校] 閩・ 監・ 毛本同。錢本宋本作「正義曰」是也。

「以己之剛陽」 ◎阮刻本「剛」字を「兩」字に誤刻する。單疏本・  
広大本・ 足利八行本に従い改める。

九二、蒙を包ぬるは吉。婦を納るるは吉。子家を克くす。

〔剛を以て中に居り、童蒙の歸する所、包ねて距まらずんば、則ち遠近咸な至る、故に「蒙を包ぬるは吉」なり。婦は己に配して徳を成す者なり。陽を體して能く蒙を包ね、剛を以て能く中に居り、此を以て配を納るとき、物の應ぜざるは莫し、故に「婦を納るるは吉」なり。卦内に處り、剛を以て柔に接し、親しみて中を得、能く其の任を幹し、之れを子に施すは、「家を克くす」るの義なり。〕

〔疏〕「九二」至「子克家」。

○正義曰、「蒙を包ぬるは吉。婦を納るるは吉。子家を克くす」とは、「包」は包含するを謂ふ。九二は剛を以て中に居り、羣蒙悉く來たりて己に歸するも、九二は能く含蓄して距まず、皆な之れが與に疑を決す、故に吉を得るなり。

九二は剛を以て中に居り、陰來たりて之れに應ず。「婦」は配を謂ふなり。故に此の匹配を納れて、吉を得るなり。

此の爻は下體の中に在りて、能く「蒙を包ね」「婦を納る」、内

に在りて中を理め、其の任を幹了すれば、即ち是れ子孫は能く克く家事を荷ふ、故に「子家を克くす」と云ふなり。

○注「親而得中」。

○正義に曰はく、「親しみて中を得」とは、言ふところは九二下卦の中央に居り、上下俱に陰なれば、己の剛陽を以て上下の二陰を迎接し、陰陽相ひ親しむ、故に「親しみて中を得」と云ふなり。

「能く其の任を幹す」とは、既に能く「蒙を包ね」、又た能く匹を納るるは、是れ「能く其の任を幹す」るなり。

象曰、「子克家」、剛柔接也。

〔疏〕正義曰、「象曰、子克家、剛柔接」者、以陽居於卦内、接待羣陰、是剛柔相接、故克幹家事也。

象に曰はく、「子家を克くす」るは、剛柔接はるなり。

〔疏〕正義に曰く、「象に曰はく、子家を克くするは、剛柔接はる」とは、陽卦内に居り、羣陰を接待するは、是れ剛柔相ひ接はるを以て、故に克く家事を幹するなり。

六三、勿用取女。見金夫、不有躬。无攸利。

〔童蒙之時、陰求於陽、晦求於明、各求發其昧者也。六三在下卦之上、上九在上卦之上、男女之義也。上不求三、而三求上、女先求男者也。女之爲體、正行以待命者也。見剛夫而求之、故曰「不有躬」也。施之於女、行在不順、故「勿用取女」、而「无

「攸利」。

「疏」六三至无攸利○正義曰、「勿用取女」者、「女」謂六三。言勿用取此六三之女、所以不須取者、此童蒙之世、陰求於陽、是女求男之時也。「見金夫」者、謂上九。以其剛陽、故稱「金夫」。此六三之女、自往求見金夫。女之爲禮、正行以待命而嫁。今先求於夫、是爲女不能自保其躬、固守貞信、乃非禮而動、行既不順、若欲取之、无所利益。故云「不有躬、无攸利」也。

「勿用取女」**阮校** 石經・岳本・閩・監・毛本同。釋文「取」本又作「娶」。

下及注同。

「所以不須者」**阮校** 閩・監・毛本同。宋本「須」下有「取」字。◎

單疏本・広大本・足利八行本には「取」字が有る。これが正しい。

六三、女を取るに用ふる勿かれ。金夫を見て、躬を有たず。利する攸無し。

「童蒙の時、陰は陽を求め、晦は明を求め、各其の昧きを發く者を求むるなり。六三下卦の上に在り、上九上卦の上に在るは、男女の義なり。上三を求めずして、三上を求むるは、女先づ男を求むる者なり。女の體爲る、行を正して以て命を待つ者なり。剛夫を見て之れを求む、故に「躬を有たず」と曰ふなり。之れを女に施さば、行は不順に在り、故に「女を取るに用ふる勿く」して、「利する攸无き」なり。」

「疏」六三至「无攸利」。

○正義に曰く、「女を取るに用ふる勿かれ」とは、「女」は六三を謂ふ。言ふところは此の六三の女を取るに用ふる勿きなり。取るを須ひざる所以の者は、此の童蒙の世に、陰陽を求むるは、是れ女

男を求むるの時なり。

「金夫を見る」とは、上九を謂ふ。其の剛陽なるを以て、故に「金夫」と稱す。此の六三の女、自ら往きて金夫に見えんことを求む。女の體爲る、行を正して以て命を待ちて嫁ぐなり。今先づ夫を求むるは、是れ女自ら其の躬を保ち、固く貞信を守る能はず、乃ち非禮にして動くと爲せば、行は既に不順なり。若し之れを取らんと欲するも、利益する所無し。故に「躬を有たず。利する攸无し」と云ふなり。

象曰、「勿用取女」、行不順也。

「疏」正義曰、「象曰、勿用取女、行不順」者、釋「勿用取女」之義。所以勿用取此女者、以女「行不順」故也。

象に曰はく、「女を取るに用ふる勿かれ」とは、行ひ不順なればなり。

「疏」正義に曰く、「象に曰はく、女を取るに用ふる勿かれとは、行ひ不順なればなり」とは、「勿用取女」の義を釋す。此の女を取るに用ふる勿き所以の者は、女の「行ひ不順」なるを以ての故なり。

六四、困蒙、吝。

「獨遠於陽、處兩陰之中、闇莫之發、故曰「困蒙」也。困於蒙昧、不能比賢以發其志、亦以鄙矣。故曰「吝」也。」

「疏」正義曰、此釋六四爻辭也。六四在兩陰之中、去九二既遠、无

人發去其童蒙、故曰、困于蒙昧、而有鄙吝。

〔困蒙吝〕 阮校 石經・岳本・閩・監・毛本同。古本「吝」作「咎」。象

注同。山井鼎云非。

六四、蒙に困しむ。吝なり。

〔獨り陽に遠ざかり、兩陰の中に處り、闇之れを發く莫し、故に「蒙に困しむ」と曰ふなり。蒙昧に困しみ、賢に比びて以て其の志を發する能はず、亦た鄙を以て以す、故に「吝」と曰ふなり。〕

〔疏〕正義に曰く、此れ六四の爻辭を釋するなり。六四は兩陰の中に在りて、九二を去ること既に遠く、人其の童蒙を發き去る無し、故に蒙昧に困しみて鄙吝有りと曰ふ。

象曰、困蒙之吝、獨遠實也。

〔陽稱實也。〕

〔疏〕象曰至獨遠實也○正義曰、「象曰、獨遠實」者、「實」謂九二之陽也。九二以陽故稱實也。六三近九二、六五近上九、又應九二、唯此六四、既不近二、又不近上、故云「獨遠實」也。

○注陽實也○正義曰、陽主生息、故稱「實」。陰主消損、故不得言實。

象に曰はく、蒙に困しむの吝は、獨り實に遠ざかれればなり。

〔陽を實と稱するなり。〕

〔疏〕「象曰」至「獨遠實也」。

○正義に曰く、「象に曰はく、獨り實に遠ざかる」とは、「實」は

九二の陽を謂ふなり。九二は陽なる以ての故に「實」と稱するなり。六三は九二に近く、六五は上九に近く、又た九二に應じ、唯だ此の六四のみ、既に二に近からず、又た上に近からず、故に「獨り實に遠ざかる」と云ふなり。

○注「陽實也」。

○正義に曰く、陽は生息を主とす、故に「實」と稱す。陰は消損を主とす、故に「實」と言ふを得ず。

六五、童蒙吉。

〔以夫陰質、居於尊位、不自任察、而委於二、付物以能、不勞聰明、功斯克矣、故曰「童蒙吉」。〕

〔疏〕正義曰、「童蒙吉」者、言六五以陰居於尊位、其應在二。二剛而得中、五則以事委任於二、不勞己之聰明、猶若童稚蒙昧之人、故所以得吉也。

六五、童蒙は吉なり。

〔夫の陰の質を以て、尊位に居り、自らは察に任ぜずして、二に委ね、物に付するに能を以てし、聰明を勞せず、功斯に克くす、故に「童蒙は吉」と曰ふ。〕

〔疏〕正義に曰く、「童蒙は吉なり」とは、言ふところは六五は陰を以て尊位に居り、其の應は二に在り。二は剛にして中を得、五は則ち事を以て二に委任し、己の聰明を勞せざること、猶ほ童稚蒙昧の人の若し、故に吉を得る所以なり。

象曰、童蒙之吉、順以巽也。

〔委物以能、不先不爲、順以巽也。〕

〔疏〕象曰至順以巽也○正義曰、「象曰、順以巽也」、釋「童蒙之吉」。巽亦順也。猶委物於二。「順」謂心順、「巽」謂貌順。故褚氏云「順者心不違也。巽者外迹相卑下也」。

○注委物以能至順以巽也○正義曰、「委物以能」、謂委付事物、與有能之人、謂委二也。「不先不爲」者、五雖居尊位、而事委任於二、不在二先而首唱、是順於二也。「不爲」者、謂不自造爲、是委任二也。不先於二、是心順也。不自造爲、是貌順也。

〔巽亦順也〕 ○阮刻本「亦」字を「以」字に誤刻する。單疏本・広

大本・足利八行本に従い改める。

〔而事委任於二〕 ○阮刻本「事」字を「專」字に誤刻する。單疏本

・広大本・足利八行本に従い改める

象に曰はく、童蒙の吉なるは、順にして以て巽なればなり。

〔物に委すに能を以てし、先んぜず爲さず、順にして以て巽なり。〕

〔疏〕「象曰」至「順以巽也」。

○正義に曰く、「象に曰はく、順にして以て巽なり」とは、「童蒙の吉」を釋するなり。「巽」も亦た順なり。猶ほ物を二に委すなり。

〔順〕は心の順ふを謂ひ、「巽」は貌の順ふを謂ふ。故に褚氏云ふ、「順とは心違はざるなり。巽とは外迹相ひ卑下するなり」と。

○注「委物以能」至「順以巽也」。

○正義に曰く、「物を委めるに能を以てす」とは、事物を委付し、有能の人に與ふるを謂ひ、二に委すを謂ふなり。

〔先んぜず爲さず〕とは、五は尊位に居ると雖も、而も事は二に委任し、二の先に在りて首唱せざるは、是れ二に順ふなり。〔爲さず〕とは、自らは造爲せざるを謂ひ、是れ二に委任するなり。二に先んぜざるは、是れ心の順ふなり。自らは造爲せざるは、是れ貌の順ふなり。

上九、擊蒙。不利爲寇、利禦寇。

〔處蒙之終、以剛居上、能擊去童蒙、以發其昧者也。故曰「擊蒙」也。童蒙願發、而已能擊去之、合上下之願、故莫不順也。爲之扞禦、則物咸附之。若欲取之、則物咸叛矣。故「不利爲寇、利禦寇」也。〕

〔疏〕正義曰、「擊蒙。不利爲寇、利禦寇」者、處蒙之終、以剛居上、能擊去衆陰之蒙、合上下之願、故莫不順從也。若因物之來、即欲取之、而爲寇害、物皆叛矣。故「不利爲寇」也。若物從外來、爲之扞禦、則物咸附之、故「利」用「禦寇」也。

〔擊蒙不利爲寇利禦寇〕 阮校 石經・岳本・閩・監・毛本同。釋

文「擊」。馬・鄭作「繫」。古本「禦」上有「用」字。注同。

上九、蒙を撃つ。寇を爲すに利あらず、寇を禦ぐに利あり。

〔蒙の終に處り、剛を以て上に居り、能く童蒙を撃去して、以て其の昧きを發く者なり。故に「蒙を撃つ」と曰ふなり。童蒙は發かれんことを願ひて、己れ能く之れを撃去し、上下の願を合

す、故に順はざる莫きなり。之れが扞禦を爲さば、則ち物は咸みな之れに附く。若し之れを取らんと欲せば、則ち物は咸なみ叛く。

故に「寇を爲すに利あらず、寇を禦ぐに利ある」なり。」

「疏」正義に曰く、「蒙を撃つ。寇を爲すに利あらず、寇を禦ぐに利あり」とは、蒙の終に處り、剛を以て上に居り、能く衆陰の蒙を撃去して、上下の願を合す、故に順従せざる莫きなり。若し物の來たるに因り、即ち之れを取りて、寇害を爲さんと欲せば、物は皆な叛く。故に「寇を爲すに利あらず」なり。若し物外より來たり、之れが扞禦を爲さば、則ち物は咸な之れに附く、故に用て「寇を禦ぐに利ある」なり。

象曰、利用禦寇、上下順也。

「疏」正義曰、「象曰、利用禦寇、上下順也」者、所以宜利爲物禦寇者、由上下順從故也。言此文既能發去衆蒙、以合上下之願、又能爲之禦寇、故上下彌更順從也。

「所以宜利爲物禦寇者」 ◎広大本にのみ「以」字が有る。これに従う。

象に曰はく、「寇を禦ぐに用ふるに利ある」は、上下順なればなり。「疏」正義に曰く、「象に曰はく、寇を禦ぐに用ふるに利あるは、上下順なればなり」とは、宜しく利して物の爲めに寇を禦ぐべき所以の者は、上下順從なるに由るが故なり。言ふところは此の文既に能く衆蒙を發去し、以て上下の願を合せ、又た能く之れが扞禦を爲す、故に上下彌よ更に順從するなり。